

第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る 認定開設者3者合意内容

開設指針 第二章 第三項 終了促進措置に関する事項

開設指針第三項 第1号

周波数移行措置

- 認定3者は、公共業務用無線局を対象として、周波数割当計画における使用期限（平成37年3月31日）前に、新たに割り当てられた周波数帯域へ移行措置（以下「終了促進措置」という）を実施します。

開設指針第三項 第2号(一)(二)

費用負担の条件及び範囲

- 認定3者は、公共業務用無線局の既存免許人（以下、「対象免許人」という。）との合意に基づき、次の措置（対象免許人が移行先新周波数に変更する措置、移行先新周波数の開設、終了促進の対象となる公共業務用無線局の廃止、現使用中の周波数を移行先周波数に変更する措置）を行う条件のもと、終了促進措置に係る公共業務用無線局の運用開始に必要な範囲で終了促進措置費用として係る費用の全部を連帶して負担します。

開設指針第三項 第3号(一)(二)(三)

負担する費用の内容

- 認定3者にて負担する費用は、対象免許人の設備取得費用（受信機、伝送路設備等附属設備を含む。）、工事費、移行期間中に対象免許人が事業継続するために必要な費用とします。

開設指針第三項 第4号(二)

負担費用の金額

- 終了促進措置に要する費用を2で除した金額を認定各社で負担します。なお、開設指針の定め（地域ごとに連携する複数の者を一とみなす。）により、費用負担に関しては、沖縄セルラー電話株式会社とKDDI株式会社を一とみなすものとします。

開設指針第三項 第5号(一)

他の認定開設者との協議・合意

- 終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について、認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意します。

開設指針第三項 第5号(二)

実施概要の周知

- 実施概要の周知については、合意日から1か月以内に、認定開設者3者で共同して設立する「共同企業体」や認定開設者各社のウェブサイト等により実施概要の周知を開始します。

開設指針第三項 第5号(三)

実施手順の通知

- 実施手順の通知については、合意日から3か月以内に、書面により対象免許人に通知します。

開設指針第三項 第5号(四)

費用負担の範囲・方法、実施時期、周波数の共用条件及び内容等の協議

- 対象免許人との間で、終了措置の費用負担の範囲・方法及び実施時期に関する事前協議を実施します。
- 対象免許人の公共業務用無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の共用条件、その他の終了促進措置の内容について協議を実施します。

開設指針第三項 第5号(五)

対象免許人との協議

- 対象免許人より協議の申し入れがあった場合には、遅延なく協議を開始します。

開設指針第三項 第6号(一)

対象免許人との事前協議等の禁止

- 開設指針に定められた事前協議の禁止に関する規定を遵守しています。

開設指針第三項 第6号(二)

他の全ての申請者との事前協議等の禁止

- 開設指針に定められた事前協議の禁止に関する規定を遵守しています。

開設指針第三項 第6号(三)

他の認定開設者との合意内容の公表

- 終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と合意した内容をインターネットで公表します。

開設指針第三項 第6号(四)

窓口の設置

- 問合せ窓口については、合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置し、終了促進措置が完了する日まで設置します。

開設指針第三項 第6号(五)

実施手順の通知内容の公表

- 実施手順の通知内容をインターネットで公表します。

開設指針第三項 第6号(六)

費用負担の公正の確保

- 終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮します。

開設指針第三項 第6号(七)

費用負担の範囲・方法、実施時期及び周波数の共用条件等の合意時の記録と保管

- 開設指針第三項 第5号(四)について合意がなされた時は、その内容を対象免許人及び認定3者との間で署名、記名押印した書面または電子署名により確認します。また認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出します。

開設指針第三項 第6号(八)

四半期報告の実施

- 終了促進措置完了までの間、毎年度の四半期ごとに終了促進措置を実施した公共業務用無線局の局数及び実施に要した費用、その他実施状況を示す書類を総務大臣に提出します。

開設指針第三項 第8号

迅速・円滑実施のための体制や措置

- 終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備及びその他必要な措置を講ずるように努めます。

その他の記載事項

- 認定開設3者は、共同企業体を共同で設立し、終了促進措置を推進します。
- 認定開設3者間または対象免許人との協議により、開設計画の合意内容について見直すことがあります。

以上